

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送安全事業規則第2条の8に基づき、当社の「輸送の安全」に係わる事項を下記の通り公表する。

令和2年6月30日  
東海西濃運輸株式会社

令和元年度(H31.4.1 ~ R2.3.31)

- 輸送の安全に関する基本的な方針・目標及びその達成状況
  - ① 当社の事故防止のための安全方針  
安全は、全てに優先して取り組む最重要課題であることと自覚し、ここに運輸安全マネジメント活動の導入を図り、絶えず輸送の安全性の向上に努め、安全安心な物流を提供することにより、国家社会に貢献します。
  - ② 安全方針に基づく目標  
令和元年度 人身・死亡事故 0 件
  - ③ 達成状況 令和元年度（3月末現在）人身事故 1 件
  
- 事故に関する統計（自動車事故報告規則に規定する事故）
  - ※ 令和元年度 0 件 ※事故の形態 死亡事故 0 件
  
- 目標達成するための実施項目
  - ① 毎日運転する前に日々の車両点検項目を実施する。
  - ② 毎日、安全運転誓いの受講シートに書かれている言葉を誓い、受講シートに記名する。
  - ③ 対面点呼時の飲酒チェックはアルコール検知器を使用しチェックする。  
また、体調管理（睡眠時間）の確認をする。
  - ④ 毎月の運転免許証内容確認と日々携帯を確認する。
  - ⑤ 会社で決められている服装を着用しているか確認をする。
  - ⑥ 携帯電話を携帯しているか確認をする。
  - ⑦ 車両から離れる時は『車輪止め』をする。  
また、カールコード使用によるドアロックをする。
  - ⑧ 年1回以上の店所安全講習会を開催する。
  - ⑨ 新人営業乗務社員は ISO 及び ISSO に基づく新人教育を行う。
  - ⑩ 営業乗務社員に対し安全メールを発信し注意喚起をする。
  - ⑪ 事故防止年間計画表に基づき店所で安全指導を行う。
  - ⑫ 会社・組合協賛の事故防止運動を実施する。
  - ⑬ 内部監査を年1回以上行なう。
  - ⑭ 前月末現在の無事故日数を緑十字に記入し掲示する。
  - ⑮ 日々の対面点呼に於いて、営業・路線乗務社員に対し安全に対する言葉を一声掛け、点呼執行者と運転者はハンドシェイクを交わし『安全』を誓い合う。

- 安全に関する情報交換  
事故情報、道路情報・気象情報などを店所にファックスやメールで送信し乗務社員に周知する。  
危険エリアマップの掲示を行ない、全員に危険場所を周知すると共に、3ヶ月に1回以上の更新を行う。
- 安全に関する反省と対策  
事故発生後は店所に於いて統括運行管理者が当事者・参加者を集め反省会を開催する。  
原因分析、事故発生者に反省させ再発防止の具体策を立てる。  
『事故発生に対する反省と対策書』に記録する。  
事故発生者と統括運行管理者（または次席管理者）は本社管理職以上出席の月曜会に出席して、査問と再発防止の指導を受ける。
- 事故防止に対する具体策の確認  
内部安全監査結果から対策の実効性を検証する。  
安全管理体制構築を目的とした取り組みについて、PDCAサイクルを機能させ、輸送の安全確保に向けた活動を継続する。
- 社内周知の方法  
安全方針、実施項目を事務所内に掲示する。  
毎月の事故防止委員会、8の日門前督励に参加して、安全に対する当社の取り組みの発信をする。
- 輸送の安全に係わる内部監査の結果と、それに基づき講じた措置と講じようとする措置内容
  - ① 内部監査の実施状況 令和元年度（3月末現在）  
※対象事業所 11（通常監査 11、特別監査 0、フォロー監査 11）
  - ② 結果に対する措置  
※是正処置要求書発行対象事業所 11 是正措置要求書発行枚数 43 枚
- 安全統括管理者  
常務取締役 上條 秀一
- [安全管理規程](#)